令和元年８月８日

日・中社会保障協定（年金関係）について

日・中社会保障協定が、令和元年９月１日に発効となることに伴い、企業単独型技能実習生のうち、中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

協定発効前より日本に派遣され就労している技能実習生の方は、中国で交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示の上、日本の年金制度における被保険者資格の喪失手続きを行ってください。

協定発効後に日本に派遣され就労する技能実習生の方は、求めに応じ、日本の年金事務所に対して中国で交付された適用証明書を提示してください。

※　中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、原則どおり就労地国である日本の年金制度に加入いただくことになります。

日・中社会保障協定について（日本年金機構ホームページ）
https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kunibetsu_info/china.html
日・中社会保障協定適用証明書（中国発行 見本）（日本年金機構ホームページ）
https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/sinseisho/china.files/011I.pdf

日・中社会保障協定（2019年９月１日発効）

日・中社会保障協定の概要

- 本協定の対象制度は**「年金制度」**のみとなります。
  - 日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。
  - 中国は、被用者基本老齢保険(中国語で「职工基本养老保险」)が対象です。

- **適用法令の調整**
  - 適用法令の調整（Ｐ３参照）の対象者は**「被用者」**のみとなります。
    （「自営業者」は対象外です）
  - まず、**就労している国の制度のみ**に加入することが**原則**となります。
  - ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、**例外的に派遣開始日から５年間は派遣元国の制度にのみ加入**することとなります。

《例：日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》

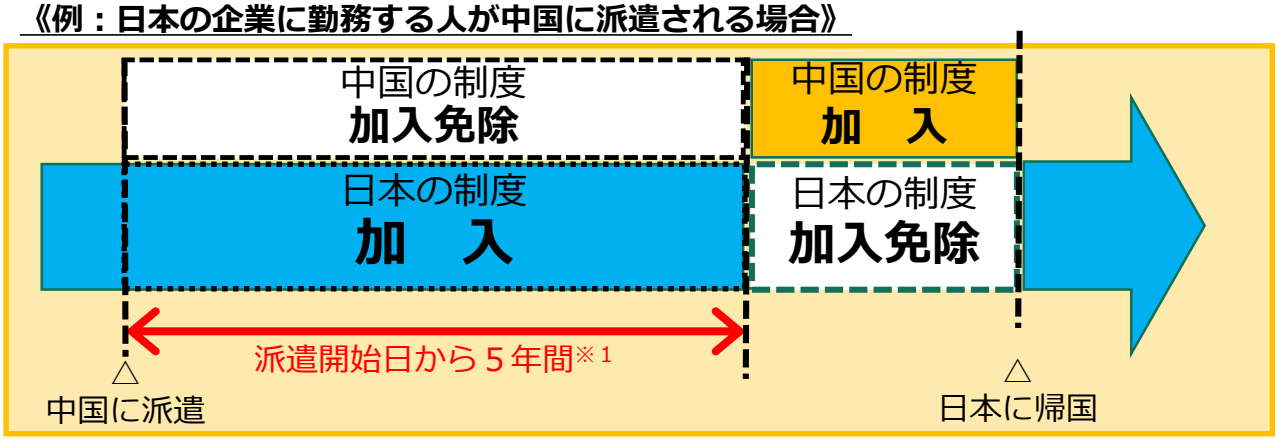

※１ **派遣期間が５年を超える場合**、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意したときには、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。ただし、その延長期間は原則として５年を超えない期間とされています。

- 協定発効日の時点において既に中国に派遣され就労している場合、協定発効日を起算点として５年間は、中国の制度への加入が免除されます。

《例：協定発効前より日本から中国に派遣されていた者の場合》

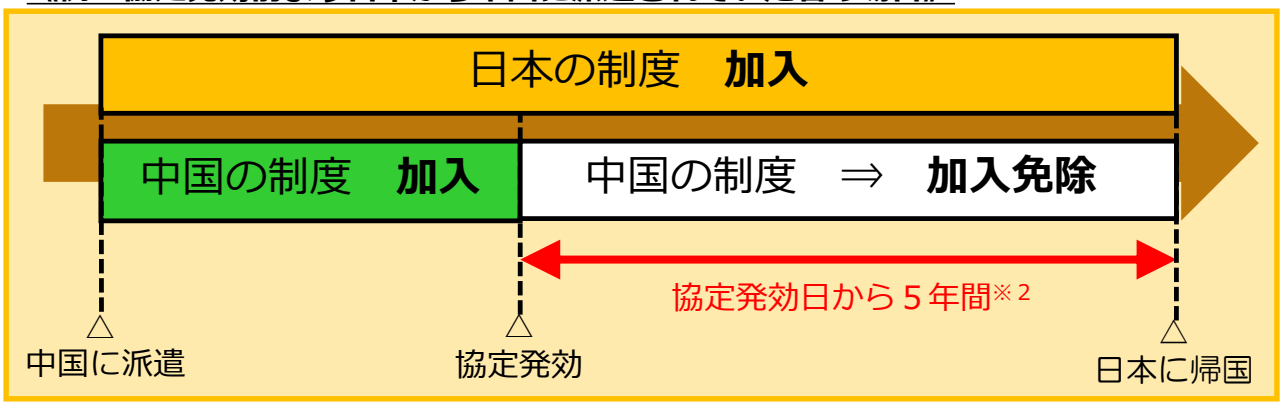

※２ 協定発効日から５年を超える場合、申請に基づき、加入免除期間の延長が認められる可能性があります（上記※１参照）。

《重要》本協定には「年金加入期間の通算（P4参照）」についての規定は含まれていません。

日・中社会保障協定（2019年９月１日発効）

Q&A

Q:中国からの技能実習生は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。

A:社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用法令の調整を行うこととしており、

- 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
- 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

Q:中国の年金制度に任意加入している方が日本に一時派遣された場合、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。

A:対象者となりません。

本協定は、両国で年金制度の強制加入の対象となっている被用者について、適用法令の調整を行うことを目的としており、任意加入している方は適用法令の調整の対象としておりません（中国側から適用証明書が交付されません）。

Q:日本の年金制度に加入している技能実習生が受給資格期間を満たさずに帰国した場合、日本の老齢年金は一切受給できないのですか。

A:受給できる場合があります。

社会保障協定の締結国（P4参照。ただし、英国、韓国及び中国は除く。）の公的年金制度への加入期間を有する技能実習生は、両国の公的年金の加入期間を通算して10年以上になれば、年金を受給できる年齢に達したときに、日本の老齢年金を受給できます。

なお、技能実習生が帰国し日本の年金制度に加入しなくなった場合には、日本の住所を有しなくなってから２年以内であれば、技能実習生は、**脱退一時金**を請求できる場合があります（支給金額は、日本の年金制度への加入期間に応じて、36か月（3年）を上限として計算されます）。ただし、脱退一時金を受給した場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は、日本の年金制度に加入していた期間ではなくなりますのでご注意ください。

日・中社会保障協定に関する詳細な情報は、
日本年金機構ホームページ（下記URL参照）をご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kunibetsu_info/china.html

《参考》社会保障協定とは

国際間の人的移動に伴い、外国に派遣される日本人及び外国から日本に派遣される外国人について、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっています。これらの問題を解決するため、我が国は、諸外国との間で社会保障協定の締結を進めています。その主な内容は大きく分けて次の２つです。

（１）適用法令の調整

日本から外国へ一時的に派遣される被用者等は、派遣元国である日本と派遣先国の両方の年金制度等に二重に保険料を負担することがありますが、社会保障協定を締結することにより、派遣先国の法令のみ適用することを原則としつつ、例外として、派遣当初の一定期間(５年)は派遣先国の法令の適用を免除し、日本の法令のみを適用することとして、二重の保険料負担を解消します（なお、申請により、５年を超えて派遣先国の法令の適用免除が認められる可能性があります）。

※年金制度のみならず、医療保険制度や労災保険制度も適用法令の調整を行っている協定もあります。

年金保険料の二重負担の課題

○ 協定発効前（米国の例）

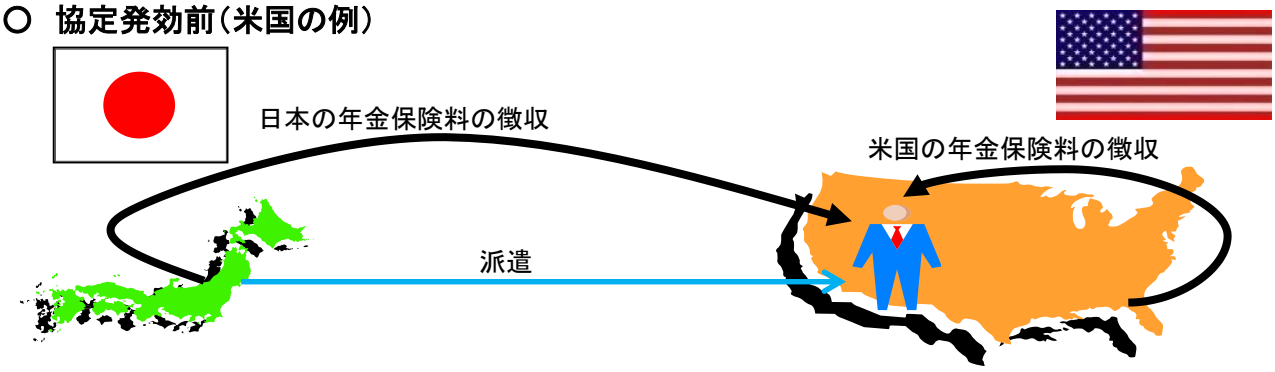

⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

○ 協定発効後（米国の例）

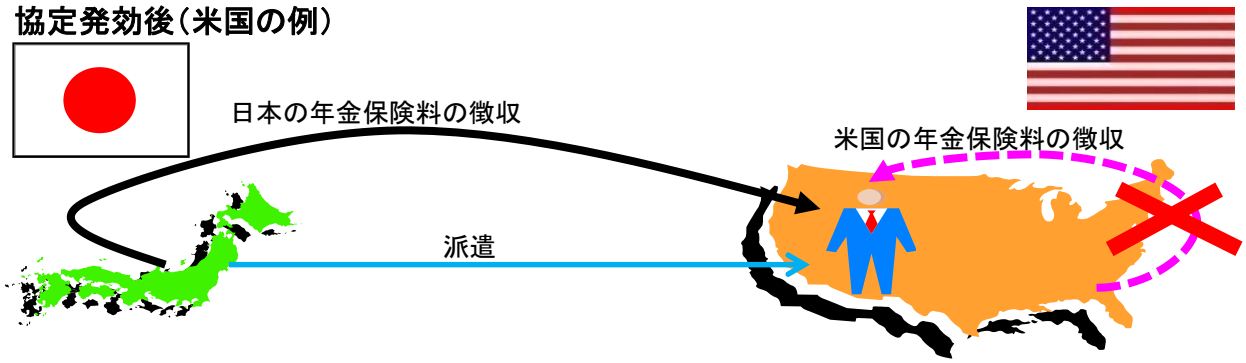

⇒ 短期の派遣（５年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国（米国）の制度のみ加入）。

《参考》社会保障協定とは

（２）年金加入期間の通算

外国の年金制度に加入したものの、加入した期間が短いためその国の年金受給権に結びつかない場合がありますが、社会保障協定を締結することにより、両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために必要とされる年金加入期間を満たすことができれば、その国の加入期間に応じた年金を受けることができるようになります。
※年金加入期間の通算に関する規定がない協定もあります。

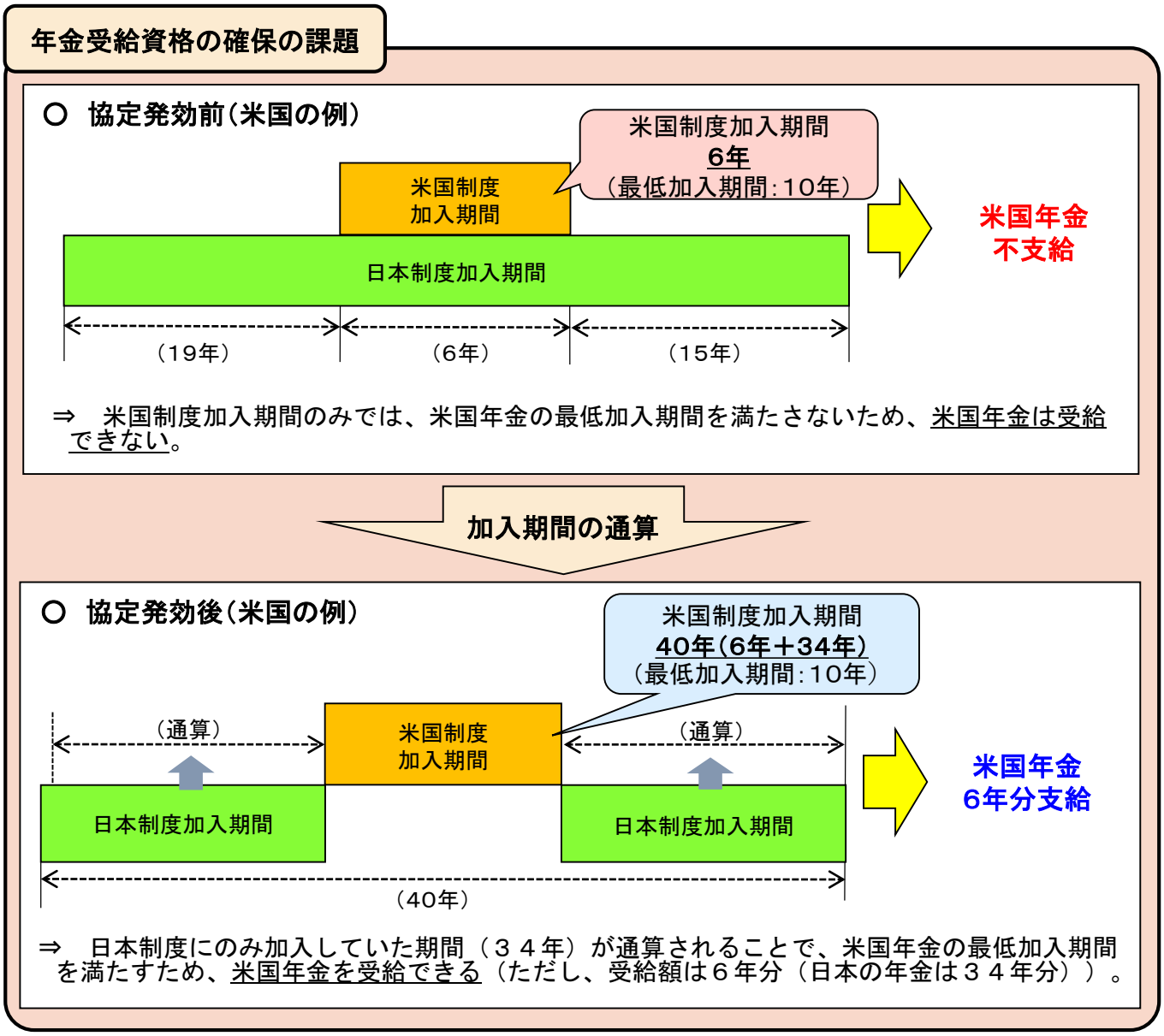

【日本が社会保障協定を締結（発効済）している国（19カ国（2019年7月1日現在））】

ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン及びスロバキア　（中国（2019年９月１日発効））

※英国、韓国及び中国との協定については年金加入期間の通算に関する規定は含まれていません。